

講道館柔道形競技規定

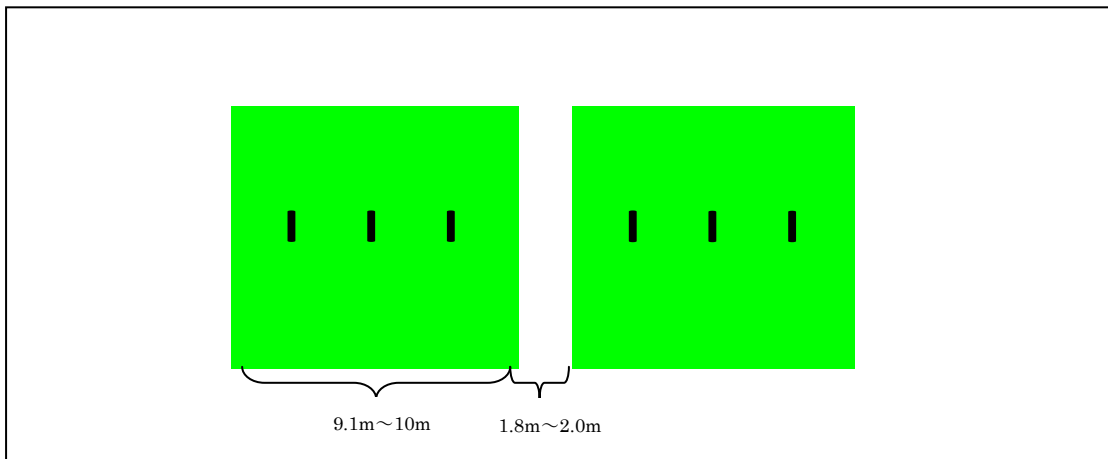
公益財団法人 全日本柔道連盟

第1条 形の種類

講道館の制定する投の形、固の形、極の形、柔の形、講道館護身術、五の形、及び古式の形とし、講道館の発行する最新版の教本、及びDVD映像で規定する動作を基準とする。

第2条 試合場

- (1) 試合場は原則として最小限 14m×14m、最大限 16m×16mとし、この中央に最小 9.1m（五間）×9.1m、最大 10m×10mの場内を設け、畳又はこれに類するものを敷き詰める。
- (2) 取と受が演技の始めと終わりに立礼又は坐礼をする位置を示すために、試合場の中央 5.5m～6m 離れた場所に、幅約 10cm、長さ約 50cm の色のついた粘着テープを付ける。
- (3) 試合場の中央にも同色の粘着テープを配置する。
- (4) 試合場の床は弾力性がなければならず、隣接して試合場を設置する場合、1.8m～2.0mの共通する安全地帯を設ける。



第3条 得点表示

演技終了後、演技者（組）の得点分かるよう、大会々場の適切な場所に速やかに表示する。

第4条 服装

講道館柔道試合審判規定に準じた大きさの柔道衣を着用し、段位に応じた帯を締めるものとする。

また、それらの柔道衣および帯は、全柔連柔道衣規格検査に合格をしている認証番号付きのものでなくてはならない。

ただし、赤帯、紅白帯はその限りではない。

第5条 衛生

講道館柔道試合審判規定に準ずる。

第6条 演技順序

演技の順序は抽選で決定する。

第7条 審査及び審査員

- (1) 審査は一種目の形をその種目に配置された全日本柔道連盟公認形審査員 5 名で行う。
- (2) 審査員は評価した点数を公式採点票に明記する。
- (3) 審査する位置は原則として正面側とし、審査員は 1m の間隔をあけて審査員席に着く。但し、場合によっては審査する位置を変えることが出来る。
- (4) 審査員は各組が試合場に入る前に、決められた席に着いていなければならない。
- (5) 審査員が着席する位置は、その種目が終了するまで変えないものとする。
- (6) 主任の審査員は立って両掌を上にして両腕を前方へ伸ばし、演技者（組）を試合場へ進むよう指示する。
- (7) 審査員の服装は、大会の規定によるものとし、公認のネクタイ及びエンブレムをつけるものとする。
- (8) 全日本柔道連盟形特別委員会は審査及び審査員の管理、監督等を行う。

第 8 条 審査方法

- (1) 各形とも場内における動作を審査する。
- (2) 各施技、礼法、全体の流れ等を 10 点満点で評価する。
- (3) 1 回のみ演技を審査する。
- (4) 各施技における 5 人の審査員の評点のうち、最高点と最低点を除いた 3 人の審査員の評点の合計（小計）をその施技の得点とする。最高点又は最低点が複数（例；7, 7, 6, 6, 6）あった場合、除く点はそれぞれ 1 つとする（例；7 を 1 つ、6 を 1 つ除く。この場合は、 $7 + 6 + 6 = 19$ 点はその組の得点となる）。
- (5) 順位は以下の順に従って決める。
各施技の得点を合計し（=合計点という）、その高い方を上位とする。
合計点が同点の場合
 - ①各施技の得点を見て、より低い得点の在る方を下位とする。
 - ②それで同じ場合、その数（=より低い得点の個数）の多い方を下位とする。
 - ③それで同じ場合、各施技の得点を見て、より高い得点の在る方を上位とする。
 - ④それでも同じ場合、その数（=より高い得点の個数）が多い方を上位とする。
 - ⑤それでも同じ場合、同位とする。

第 9 条 審査基準

(1) 評価の観点

形の種目によって観点到に違いがあるが、下記の内容を参考にして総合的に評価をする。

- (1) 礼法・服装
礼法 立礼、坐礼、姿勢、目付、呼吸など
服装 服装の乱れ、帯・紐の解けなど
- (2) 技の内容
基本動作 基本動作、姿勢、態度、組み方、進退動作、体捌き、受身など
技の理合い 正確度（崩し・作り・掛け）、緩急、強弱、気迫、迫真性、順序、受身など
位置の取り方 位置、相手との間合いなど
- (3) 全体的な流れ リズム、テンポ、調和など

(2) 評価の判断基準

評価の判断基準は次の通りとし、0.5 点刻みにて評価する。

- (1) 非常に優れている 9 点～10 点
- (2) 優れている 7 点～8.5 点

- (3) 普通である 5点～6.5点
- (4) 劣る 3点～4.5点
- (5) 非常に劣る 0.5点～2.5点

(3) 間違いがあった場合の評点について

- (1) やり直した場合、その技は5点満点とし、全体の流れも5点満点で評価したうえで、合計得点を2分の1とする。
- (2) 武器を落とした場合、その技は5点満点とし、全体の流れも5点満点で評価したうえで、合計得点を2分の1とする。

第10条 失格

- (1) 演技の順序を間違えて演技を終了した場合は、失格とする。
- (2) 技を抜かして演技を終了した場合は、失格とする。何れの場合も演技は中断せず、その組の演技終了後、合議・確認し、適切に処置する。
- (3) 第4条、第5条等に違反した場合。

第11条 負傷/病気等の発生（安全への配慮）

- (1) 演技中、怪我病気等が発生した場合、原則として直ちに演技を中止させ、記録は「棄権」とする。
- (2) 演技中、コンタクトレンズを落とした場合、演技を続けられなければ、直ちに演技を中止させ、記録は「棄権」とする。

第12条 抗議の禁止

審査員による審査結果は絶対であり、意義の申し立ては認められない。

第13条 その他

本規定に定められていない事態が発生した場合、審査員は、大会委員長と合議の上、処理する。

附則

- 1. 本規定は平成25年4月1日から施行する。
- 2. 本規定は平成26年6月16日から一部改正して施行する。
- 3. 本規定は平成27年4月1日から一部改正して施行する。